

## 現場代理人の常駐義務の取扱いについて

工事における現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金額の変更、契約の解除等を除く。）を処理する受注者の代理人であることから、原則的に、工事現場への常駐（当該工事のみを担当し、かつ、作業期間中、常に工事現場に滞在していること）が義務付けられています。

当局では、これまで、工事の請負金額にかかわらず、現場代理人の工事現場への常駐を義務付けていましたが、この取扱いを変更し、一定の場合に、他の工事との兼任を認めることとしますので、お知らせします。

### 1 他の工事との兼任を行うための条件

以下の(1)から(3)までをすべて満たす場合に、他の工事の現場代理人又は技術者との兼任を認めることとします（ただし、他の工事において、常駐又は専任の義務が課されている場合を除きます。）。

- (1) 税込請負金額が2,500万円（建築一式工事については、5,000万円）未満の工事であること。
- (2) 工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、工事担当課との連絡体制が確保されること（工事担当課又は監督員と常に携帯電話等で連絡を取れ、かつ、工事担当課又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。）
- (3) 兼任する工事の合計が3件以内であり、かつ、兼任する工事の現場がいずれも本市域内であること。

### 2 工事担当課への依頼手続

受注者が、現場代理人について、他の工事との兼任を希望する場合には、次のとおり、工事担当課に依頼してください。

- (1) それぞれの工事（兼任を希望するすべての工事）を担当する工事担当課に、別紙「現場代理人の兼任に係る依頼書」を提出してください。

なお、当局以外の発注者の工事担当課に対しては、上記「依頼書」の提出は不要です。

- (2) 工事担当課が1(1)~(3)の条件をすべて満たすと判断した場合には、現場代理人の他の工事との兼任を認めることを通知します。

### 3 常駐義務の取扱いに係る留意点

- (1) 契約変更によって、税込請負金額が1(1)の基準額以上となった場合など、1(1)~(3)の条件のいずれかが満たされなくなった場合には、改めて常駐義務が生じることとなるため、

御留意ください。

- (2) 税込請負金額が1(1)の基準額未満であっても、工事の内容などから、現場代理人の常駐が必要な工事である場合は、あらかじめ、入札公告及び特記仕様書にその旨を記載します。
- (3) 本件取扱いは、建設業法第26条第3項に基づく主任技術者又は監理技術者の専任義務を緩和するものではありません。

#### 4 適用時期

平成26年6月20日入札公告・指名分の工事から適用します。

## 現場代理人の兼任に係る依頼書

年 月 日

(あて先)京都市公営企業管理者  
上下水道局長

所在地  
商号又は名称  
代表者名 印

以下の現場代理人について、他の工事と兼任することとしたいため、依頼します。

本件依頼に当たっては、次のことについて確約し、京都市上下水道局の事前承認を得ることなく、本書に記載の内容に反する事実が明らかとなった場合には、競争入札参加停止等のいかなる措置を受けても異議を申し立てません。

### 1 他の工事との兼任を希望する現場代理人

現場代理人氏名	
---------	--

### 2 兼任に係る確約事項

- (1) 上記現場代理人が従事する工事（予定も含む。）は3に記載のとおりであり、当該従事役職には、常駐又は専任の義務は課されていない（又は、現在、兼任の手段中である。）
- (2) 3の工事期間中、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に一切の支障を生じさせず、かつ、工事担当課との連絡体制を常に確保する。
- (3) 工事担当課が常駐を求めた場合は、直ちに現場代理人を常駐させる。

### 3 1の現場代理人が従事する工事（3件まで）

工 事 名	
工 事 場 所	
発 注 者 ( 部 署 )	( )
契 約 工 期	年 月 日 から 年 月 日まで
請 負 金 額	円 (税込)
従 事 役 職	現場代理人 / 技術者 ( 監理・主任・担当・専門 )

工 事 名	
工 事 場 所	
発 注 者 ( 部 署 )	( )
契 約 工 期	年 月 日 から 年 月 日まで
請 負 金 額	円 (税込)
従 事 役 職	現場代理人 / 技術者 ( 監理・主任・担当・専門 )

工 事 名	
工 事 場 所	
発 注 者 ( 部 署 )	( )
契 約 工 期	年 月 日 から 年 月 日まで
請 負 金 額	円 (税込)
従 事 役 職	現場代理人 / 技術者 ( 監理・主任・担当・専門 )

この依頼書は、上記の工事を担当するすべての工事担当課に提出してください。